

## 国及び東京電力に対する損害賠償請求訴訟の提訴に関する会長談話

本日、東京電力福島第一原子力発電所事故により福島県から関西に避難されてきた27世帯80名の被災者たちが、国及び東京電力に対し損害賠償請求訴訟を大阪地裁に提訴した。

当会は、東日本大震災発生後、直ちに「災害復興支援委員会」を立ち上げて、被災者に対する無料法律相談等の支援活動を開始し、大阪府下に避難してこられた方々には、地方自治体と連携して、震災や原発事故に関する情報を大阪弁護士会ニュースとして定期的に届けるとともに、「原発賠償に関する説明会+なんでも相談会」も繰り返し実施してきた。併せて、原発事故避難者に対するヒアリング調査や、シンポジウムを行うなどして、被害の実情に即したあるべき救済・支援の在り方について検討を重ね、議員立法で成立した「原発子ども・被災者支援法」に基づく被災者支援について、年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える地域を支援対象地域に指定するとともに、具体的な支援策を盛り込んだ基本方針を早急に策定するよう政府に対して意見書を執行した。

しかし、残念ながら、2年6か月を経過した今日においても、原発事故は収束には程遠い状況にあり、かつ、被災者に対する被害救済・支援策も十分に実施されているとは到底言える状態にはない。このような状態にあって、国及び東京電力に対する損害賠償請求権は、あと6か月で3年の時効により失われる可能性がある（民法第724条前段）。

当会は、本件損害賠償請求訴訟を注視するとともに、あらためて国と復興庁に対し、消滅時効の時効期間につき民法の規定の適用を排除する特別の立法措置と、すべての被災者が個人の尊厳を回復できる「人間の復興」が速やかに実現できるよう、十分な支援策と予算措置を講じることを強く求めるものである。

2013年（平成25年）9月17日

大阪弁護士会

会長 福原哲晃